

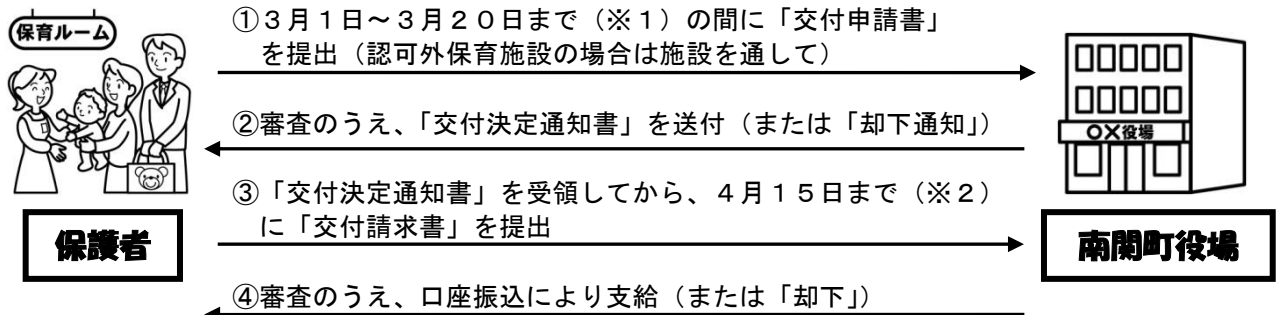
# 保育料助成金について

平成23年度から、子育ての負担軽減を図るため、  
保育料の半額を助成する制度を創設しました。

南関町内に住所があり、認可保育所または認可外保育施設に通所する児童と同一の世帯に属し、保育料の納入義務を負っている保護者に対して、支払った保育料（平成22年度以前の方は対象外）の半額を助成します。

ただし、町税や保育料など、町への納付金に滞納がないことが条件です。

## 請求の流れ



注) ※1 途中退所の場合は、退所月の1日～末日まで。

※2 途中退所の場合は、「交付決定通知書」を受領してから、退所月の翌月15日まで。

☆☆1～2月頃、保育所を通して申請書等を配付する予定です。☆☆

問い合わせ先

南関町役場福祉課 子育て支援係

☎0968-53-1111 内線 244